

高校生向け 年 組

264

2025年3月9日付・下野新聞1面

県内133事業者の①割

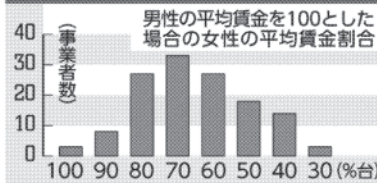
女性賃金男性の②割未満

県内企業・団体（従業員301人以上）の7割で、女性の平均賃金が男性の8割に満たない状況であることが8日までに、厚生労働省の「女性の活躍推進企業データベース（DB）」で分かった。公表データを下野新聞社が独自集計した。平均勤続年数の男女差や女性雇用者に占める非正規割合の高さなどが男女の賃金格差の要因とみられる。

勤続年数や雇用形態要因



県内企業・団体の男女間賃金格差



※厚労省「女性の活躍推進企業データベース」に基づき作成

2022年7月の改正女性活躍推進法で、従業員301人以上の事業者は男女の賃金差を公表することが義務付けられている。事業者は同省DBや自社ホームページなどに①正規・非正規を合わせた全労働者②正規③非正規の3区分で、男性の平均賃金に対する女性の平均賃金割合を公表。割合は100%に近いほど格差が小さいことを示す。栃木労働局によると、従業員301人以上の県内事業者は159（1月末時点）。このうち、2月21日時点で同省DBに賃金差を公表している133事業者のデータを集計した。

賃金差の平均は全労働者が70.2%、正規が75.6%、非正規が86.5%だった。全労働者の区分で見ると、女性の平均賃金が男性の70%台の事業者は33で、全体の24.8%と最多。次いで80%台と60%台が各27（20.3%）、50%台18（13.5%）、40%台14（10.5%）、90%台8（6%）、100%台と30%台がそれぞれ3（2.3%）と続いた。

設 問

【1】記事に照らして、本文と県内企業・団体の男女間賃金格差のグラフを参考に①と②に当てはまる数字を回答してください。

【2】記事に照らして、従業員が301人以上の県内事業者のうち、厚生労働省のデータベースに賃金格差を公表した133事業者の集計結果として下の①～④の正誤を○×で答えてください。

- ①女性の平均賃金が男性の賃金と比較して70%台の事業者は全体の4分の1を超えている
- ②女性の平均賃金が男性の賃金と比較して100%という企業は複数社存在する
- ③女性の平均賃金が男性の賃金と比較して格差の小さい事業者は製造業や運輸業である
- ④女性の平均賃金が男性の賃金と比較して小売業では女性の非正規雇用が多いことが格差理由の一つとして挙げられる

【3】記事に照らして、栃木労働局は賃金格差の要因としてどのような理由を挙げていますか。本文から30字程度で抜き出してください。

【4】記事に照らして、下線部の「性別に基づくアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）」について、あなたの身の回りでそのように感じることを取り上げてください。

【5】【4】で取り上げたことについて、どのような改善策があるか、グループ学習を行うか、自分で考えたことをまとめてください。

た。計95事業者が8割未満だった。格差が小さい上位10事業者は、女性の正規労働者が多いサービス業や医療・福祉関係が目立った。一方、非正規の女性が多い卸売・小売業や、男性労働者が目立つ製造業や運送業では差が大きかった。栃木労働局は賃金格差の要因について、平均勤続年数の差や賃金水準が高く男性が目立つ製造業が県内に多い点などを指摘。その上で「結婚や出産を機に自ら離職する女性が多い傾向から、女性が上位職に就きにくい。働きやすさを支える各種制度を生かす前提として、性別に基づくアンコンシャス・バイアス（無意識の偏見）を解消する取り組みが重要だ」と提起した。

記事は加工しています